■別記20 移転雑費算定要領 (新) (旧) 別記20 移転雑費算定要領 別記20 移転雑費算定要領 第1条及び第2条 (略) 第1条及び第2条 (略) (算定) (算定) 第3条 移転雑費は、移転雑費補償金算定書(様式第1号)を用いて次のとおり算┃第3条 移転雑費は、移転雑費補償金算定書(様式第1号)を用いて次のとおり算 定するものとする。2 附帯工作物の図面は、原則として、次により作成する 定するものとする。2 附帯工作物の図面は、原則として、次により作成する ものとする。 ものとする。 一 (略) 一 (略) 二 法令上の手続に要する費用 法令上の手続に要する費用 (一) 建物等の建築に関する手続費用 (一) 建物等の建築に関する手続費用 ア 運用方針第17第3項(1)に掲げる建築物確認申請手数料は、建築基 ア 運用方針第17第3項(1)に掲げる建築物確認申請手数料は、建築基 準法第6条第1項(同法第88条第2項において準用する場合を含む。) 準法第6条第1項(同法第88条第2項において準用する場合を含む。) に規定する建築確認を必要とする建築物等の確認申請手数料(中間検査手 に規定する建築確認を必要とする建築物等の確認申請手数料(中間検査手 数料及び完了検査手数料、構造計算適合性判定手数料を含む。)及び建築 数料及び完了検査手数料、構造計算適合性判定手数料を含む。) 物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定す る建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けるための手数料(同項ただ し書きによる場合を除く。)とする。 とする。 イ 建築物確認申請手続業務報酬額 イ 建築物確認申請手続業務報酬額 建物等を移転するために建築物確認申請が必要な場合に、必要となる建築 建物等を移転するために建築物確認申請が必要な場合に、必要となる建築 確認申請手続業務報酬額(確認申請図書の作成及び確認申請の代行に要す 確認申請手続業務報酬額(確認申請図書の作成及び確認申請の代行に要す る費用)及び建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手続業務報酬額 る費用)

(建築物エネルギー消費性能適合性判定申請図書の作成及び適合性判定 申請の代行に要する費用) は原則として、本号(ウ)に定める設計、工事 監理等業務報酬額に含むものとする。ただし、設計、工事監理等業務報酬 額を補償しない場合であって、確認申請図書の作成及び確認申請の代行が

必要と認められるときは、当該費用を補償するものとする。

以下 (略)

業務報酬額に含むものとする。ただし、設計、工事監理等業務報酬額を補償しない場合であって、確認申請図書の作成及び確認申請の代行が必要と認められるときは、当該費用を補償するものとする。

は原則として、本号(ウ)に定める設計、工事監理等

以下 (略)